

一国一城令から約20年後の段階で、飛驒国内の城は本城の高山のみとなり、支城は廃されている状況が確認できる。

元禄5年（1692）7月、金森頼時の代に金森氏は出羽国上山に移封となり。飛驒国は幕府の直轄地となる。以降、幕府から飛驒代官（後に郡代）が派遣される。

第4節 領主としての飛驒の武家勢力

前節によって、中世から近世の初頭にかけて古川盆地を拠点とした武家勢力は、姉小路氏・三木氏・金森氏という変遷が確認できる。本節では、この3勢力の在地領主としての性格・実態を、先行研究をふまえつつ発給文書を中心として改めて推測したい。主に許認可・給付関係の史料をもとに整理を行う。

1 領主としての姉小路氏

14世紀以降、古川盆地に入部した姉小路氏について、在京していた本流については領主としての実態が分かること多いが、応永年間までに分家した三家については一定数の史料が確認できる。

【史料A】（史料120・121）は「飛驒国小島郷神通河以口」の地頭職について、「口綱」の押妨を止め、「姉小路新中将」の当知行を認める院宣である。「以口」の口については面・西・南という説があり確定できないが、神通川（現在の宮川）を基準とした位置関係を示している。「口綱」は「之綱」と当てるところで諸説が一致しており、向之綱をさすものと考えられる。「姉小路新中将」については古川家の姉小路基綱という説と、小島勝言という説があるが、「新」という用語から応仁2年段階において新中将であった勝言と比定したい。この史料の内容から、古川盆地に小島家と向家の所領があり、河川の境界付近の土地について相論が起ったことが分かる。

【史料B】（史料131）・【史料C】（史料132）は、当時山科家領であった飛驒国岡本上下保・石浦郷・江名子・松橋郷の使節遵行に関わる史料である。岡本・石浦・江名子といった地名は現在も高山市内に残ることから、いずれも高山盆地に所在した所領とみられる。これらの土地については、14世紀末から守護被官や江馬氏から度々押領を受けており、江馬氏や広瀬氏といった国人が使節を命じられている。【史料B】は幕府奉行人から守護・京極政高に対して出された奉書であり、【史料C】は現地で対応にあたる江馬氏と姉小路氏に対して出された奉書である。事前の経過（史料129）から、押領を行っていたのは守護被官の多賀氏であるため、守護宛の【史料B】は形式的なものと言える。また、宛所は「姉小路中将」「姉小路佐衛門佐」「江馬左馬助」という3者のうち、「姉小路中将」＝姉小路基綱（古川家）は在京しているため、直後に向之綱に対して現地への対応を依頼している（史料139）。また、江馬左馬助については伊勢貞宗から奉書の旨を守るよう改めて書状が出されている（史料133）。本件にあたっては、押領の張本人である守護を通さず、在京の関係が深い武家からそれぞれに対応が依頼された状況が想定される。いずれにせよ、古川家も向家も室町幕府の文書上の位置づけは江馬氏と同じ国人領主であることが分かる。小島氏は文書上で使節への指定が確認できないが、少なくとも古川・向の2氏は室町幕府の体制の中に位置づけられている。大藪海が指摘した通り（大藪海2004）、姉小路氏は守護の下に位置し、飛驒国内の限られた知行地を管理するあり方は他の国人と並列的な関係であったと想定される。

しかし、一点付け加えるならば、在京していた古川家については、明文化されない特殊な役割が存在していた可能性が考えられる。【史料C】で示した通り、在京していた姉小路基綱が在地の向之綱に現地沙汰を依頼していることが確認できる。この文明3年の段階では結局使者が飛騨に届かず、翌年に持ち越しとなるが、その際にも姉小路基綱が山科家と飛騨の領主たちの調整に動いている様子が分かる（史料142～144・149～151）。また、延徳3年（1491）に回復の命令が出されたの北野社領の守護押領に際して、姉小路基綱は江馬氏への伝達を担っている（史料174）。このような状況が見えるのは15世紀後半期に限られるが、背景を推測すると守護・京極氏が不在かつ、その被官が公家や寺社領を押領することが常態化していた飛騨国において、守護領国制は十分に機能していなかった可能性がある。その中で、権益を有する飛騨国への伝達を行う役割として、在京して公家社会に明るく、飛騨国内に所領を持つ姉小路基綱は、京都の勢力の窓口として最適な人物であったと言えよう。

以上から、姉小路三家の文書上の位置づけは他の国人領主と同等ではあることに相違ない。しかし、基綱段階に限って言及すると、古川氏は在国する向・小島家といった他の2家に加え、江馬氏といった在地領主たちへの伝達等、本来は守護が担っていたであろう役割の一部を保持していた時期が存在したと想定される。一方、この時期は守護方の活動が確認できる時期でもあるため、京都の勢力と地方の勢力の関係性の多様化とも捉えることができる。いずれにせよ、飛騨国と京都の勢力の特殊な関係性や、姉小路氏の領主としての特殊性が想定できる。

2 領主としての三木氏

明応8年（1499）以降、戦国時代になると室町幕府の体制も崩れ、飛騨国においても守護方の押領が見えなくなる。その後、それぞれの在地勢力は自らの土地を力によって確保する必要があった。その中で在京していた古川氏が徐々に力を失っていく過程は前節で整理したとおりである。その後はもともと守護被官であったとされる三木氏の勢力が伸張する。三木氏の許認可関係の文書が確認できるのは天文年間以降である。

【史料D】（史料241）は天文7年（1538）4月に、長瀧寺の御院家住持に対して発給された三木氏の人物三名の連署状である。辻坊が沽却した「白山大御前別当職」については都筑小右衛門尉が買取ったこと、三木氏祈願所として院家一所を執り立て、末代まで勤修するよう命じている。

【史料E】（史料276）は天文14年（1545）11月、川上庄の名主百姓中に対して出されたものである。長瀧寺領を公領と言って、公方年貢（領主である三木氏に対しての年貢）を収めないことは「曲事」であるため、厳重に奔走すべしと命じている。

これらの連署は当主の「三木右兵衛尉 直頼」の他に、「三木新左衛門尉 直弘」「三木新介 直綱」の署名が見える。【史料D】に見える三木新介直綱は直頼の弟であり（史料245）、天文8年（1539）には郡上に出勢している（史料250）ことから、郡上方面を担当する武将であったと想定される。【史料D・E】に見える三木新左衛門尉直弘は、直頼との関係は不明であるが、一族衆であり、【史料E】の内容から川上庄付近を管轄していた武将と想定される。直弘はさらに、弘治2年（1556）の川上庄に関する史料にも「監物」という人物とともに確認できる（史料291）。これらから、直頼段階では、三木氏は益田郡周辺の勢力に介入しつつ、代官として一族衆を充てたものと想定される。そして、命令文書の発出にあたっては、各地域を管轄する一族の武将と、当主・直頼による連署で文書を発給したことが推測される。なお、高山盆地周辺では天文13年（1544）と推測される史料に、三木新九郎・

三木四郎次郎という人物の活動が確認できる（史料274）。このうち、三木新九郎は天文9年（1540）に姉小路三家・広瀬氏・江馬氏とともに東美濃に出勢している（史料259）。なお、三木新介は宮郷に婿に出ていることや、高山盆地内の岡本郷を拠点としていた岡本氏にも三木氏娘が嫁いでいることが判明している（谷口研語2007、史料不18・不19）。史料が限られるため推測を多く含むが、直頼段階においては、三木氏は各地域の有力者と縁戚関係を結び、許認可については当主の直頼が署名するような意思決定を行っていた。そうすることで一円知行化を進め、徐々に飛驒国内における勢力を拡大していったものと想定される。

直頼の次代である良頼段階については、残る史料が国外の戦国大名との書状が主であり、良頼自身の発給した許認可関係の文書は確認できない。そのため、領主としての実態が不明であるが、良頼段階における朝廷工作や姉小路氏をはじめとする他勢力の衰微状況から、直頼段階より戦国大名化が進行したことが想定される。

次に良頼の後継・三木自綱の段階を検討する。直頼段階では一族衆による連署であったものが、自綱段階では当主による直状形式の文書に変化している。【史料F】（史料364）は、天正2年（1574）三木自綱から細江太郎佐衛門宛に名字転任を認めたもので、自綱の署名がなされている。【史料G】（史料369）は天正4年（1576）、三木家臣と想定される見佐嶋彦九郎から船坂弥次右衛門尉宛てに下されたもので、「御無心之義申付而、御同心畏入存候」とある通り、同心することに礼を述べたものと想定され、自綱が署名している。【史料H】（史料384）は天正6年（1578）、討ち死にした細江弥右衛門の跡目について、子の細江牛に申し付けるとともに、幼少の間は祖父の太郎左衛門を取り立てるよう命じている。この文書についても自綱の署名がなされている。続いて【史料I】（史料390）は天正10年（1582）、荒井四郎右衛門の「抱置（召し抱え）」にあたって畠十俵等の給付の決定に関わるものと想定される。「小遣若宮所」とは三木氏の奉行機関であろうか。この史料には自綱の袖判が付されている。

三木氏最後の当主・秀綱も自綱の体制を踏襲したものと考えられる。【史料J】（史料409）は天正12年（1584）に熊崎小七郎の跡職について、熊崎彦三郎に認めたものである。【史料K】（史料413）も跡職安堵の判物であり、金森氏が侵攻する半年前の天正13年（1585）2月、舟坂弥次右衛門の跡職を舟坂又左衛門に認めたものである。【史料J・K】ともに当主の秀綱が署名している。

このように三木氏の文書を確認すると直頼段階は当主と対象地を管轄する一族衆の連署によって、自綱・秀綱段階では当主の直書もしくは家臣による奉書に変化している傾向が分かる。三木氏の領国における支配力の高まりが想定できる。

3 領主としての金森氏

織豊武将である金森氏の領主としての実態はどうであつただろうか。近世初頭までの様相を確認したい。【史料L】（史料430）は金森氏が入国した翌年の天正14年（1586）のものと推測される。金森素玄（長近）が今見彦二郎に高原郷今見（現在の高山市上宝町今見）の在所を安堵したもので、長近の署名がある。続いて【史料M】（史料438）は、天正15年（1587）に長近の署名で長屋喜兵衛に対して出された知行充行状である。「令扶助所」とあり、川上郷神宮村・小八賀郷瓜田村・高原郷内の山之村打保村・本郷のかんなた村・下條村の山林用木以外について、知行地として与えたものである。なお、当史料には「山之村」という地名が見える。山之村は、飛驒の東北端（現在の飛驒市神岡町内）

の高地に所在する集落群の総称であり、この段階の史料に登場することは特筆される。【史料N】（史料466）は慶長6年（1601）、金森長近から大坪太郎助宛てに出された知行充行判物である。内容としては多田少左衛門・遠藤長三郎の知行地であった広瀬郷の土地が給付されている。

長近の次代・可重についても、同様に土地の給付関係の史料が残る。【史料O】（史料475）は慶長14年（1609）、金森可重が照蓮寺に寺領を寄進したもので、可重が署名している。対象地は某図書が所有していた三枝郷中切・荒木郷東門前の土地である。【史料P】（史料477）は金森可重が金森茂兵衛に対して所領を充て行つたもので、こちらも可重が署名している。内訳は「小嶋所」左衛門尉が所有していた古河郷北村の土地、佐藤甚兵衛が所有していた荒木郷西門前の土地、佐藤甚兵衛が所有していた寒村の土地である。【史料Q】（史料479）は、慶長19年（1614）可重が権打作平に対して領地を与えたもので、可重が署名している。「先知行分」に加えて大村（小鷹利郷大村か）を充て行っている。

以上、金森長近・可重段階の充行状を確認すると、知行地の給付については具体的な地名が記載されるため地方知行制が続いているように見える。しかし、離れた土地を小分けにして与えていることから、実質的には蔵米知行制への移行した状況が指摘されている（堀祥岳 2015a）。いずれにせよ、文書上の傾向としては、三木氏の最終段階と同様に発給主体は金森氏当主（藩主）であり、直書形式であることが確認できる。

第5節 小結（古川盆地における領主の変遷）

以上、文献史料から古川盆地を中心とする飛驒の中近世の歴史的変遷を整理した。まとめとして、古川盆地内の勢力の変遷を整理したい。

14世紀後半、公家の藤原家綱が飛驒国司に任じられる。後代に姉小路と呼称される家綱の家系は、その後に古川・小島・向に分家しつつ古川盆地内を所領とした。姉小路氏はれっきとした公家であるとともに、室町幕府の体制に位置づけられる地方領主であった。さらに、使節遵行などの武士としての役割を果たすとともに、山科家領の管理や在地への取り次ぎといった、京都と飛驒の勢力の調整役を担っていた時期も想定できる。当初、飛驒国司家の本流は在京し、分家筋の三家が飛驒を拠点としていたが、15世紀中頃には本流の活動が見えなくなり、変わって古川家の昌家が在京して活動するようになる。さらに古川家は、姉小路基綱の段階においては守護に替わる都と在地との調整機能を深めていったと想定される。一方、姉小路氏三家は在地においてそれぞれの権益保持のために時折相論や戦いを行っていたことが史料から確認できる。15世紀後半に激化する3家同士や守護方・江馬氏等との争いによって、山城のような軍事拠点が次第に構築されていった状況が想定できる。

応仁・文明の乱や、明応の政変以後の全国的な守護領主制の崩壊や、守護京極氏の内乱によって、飛驒国内においても三木氏や江馬氏といった実力のある国人領主が勢力を伸張する。一方、姉小路氏のうち、在京していた古川氏は混乱の影響を受け、15世紀末になると当主が在国する状況となって勢力が衰微していく。最終的には三木氏が古川氏に成り代わることとなる。16世紀中頃、三木氏は朝廷工作を行って正式に「飛驒国司」の称号を得て、古川氏の名跡を継ぐ。前後して、古川氏・向氏は史料から姿を消し、小島氏は三木氏傘下の武将として存続する様子が確認できる。この段階までに、古川盆地は三木氏勢力の傘下に入ったものと想定される。

16世紀後半に領主として活躍に活動する三木氏・江馬氏は上杉・武田・織田といった周辺の戦国

武将の対応に揺れ動きながら、調整や情報提供を行うことで生き残りを図っていた。この2氏はいずれも戦国大名化することなく、勢力を持った国人領主としてそれぞれ林立していた状況が見える。但し、三木氏が発給する文書からは連署状から当主の直状形式へと変化し、戦国武将化の様相が垣間見える。天正10年、八日町の戦いで三木氏は江馬氏を下すが、以後も江馬氏は領主として健在であり、三木氏が主流となりつつも、勢力の配置が大きく変わることはなかったと想定される。

天正13年、三木氏討伐のために金森長近・可重父子が飛騨に侵攻する。三木氏は驅逐され、小島氏や高原郷の江馬氏もこの頃に領主としての姿が見えなくなる。さらに金森氏は直後に起こった一揆を平定する。その際、古川盆地も戦いの舞台となり、金森氏の当主一族が住んでいたことやその拠点となる城が存在していたことが確認できる。その後に高山城・城下町を建設しつつ、古川盆地では増島城を整備し、近世の飛騨高山藩として17世紀後半まで存続することになる。

以上のように、古川盆地を廻って姉小路氏、三木氏、金森氏と勢力が移り変わっている。いずれの段階においても、諸勢力が飛騨国内において領主として重要な役割を果たすとともに、この地域を重要視していた状況が垣間見える。そういう状況が、狭小な盆地内に多数の武家拠点が形成され、尚且つ断続的に使用され続けた要因になったものと推測される。

【第3章 引用参考文献】

- 榎原雅治・小瀬玄士校訂 2018『史料纂集古記録編〔第196回配本〕新訂増補 兼宣公記第1』八木書店
 大下永 2020a 「<史料紹介>高野山不動院所蔵「飛騨国過去帳（一）」」『飛騨の中世』第11号、飛騨中世史の会
 大下永 2021e 「<史料紹介>高野山不動院所蔵「飛騨国過去帳（二）」」『飛騨の中世』第12号、飛騨中世史の会
 大下永 2021f 「飛騨における武家拠点」『武家拠点科研』福井研究集会資料集』「武家拠点科研」事務局
 大藪海 2004 「北朝・室町幕府と飛騨国司姉小路氏」『日本歴史』733、2009（『姉小路と広瀬』に再録）
 大藪海 2013『室町幕府と地域権力』吉川弘文館
 岡村守彦 1979『飛騨史考 中世編』
 岡村利平編 1909『飛州志』住伊書店（長谷川忠嵩『飛州志』（享保年間））
 岡村利平校訂 1914『飛騨叢書第三巻 飛騨遺乗合府』住伊書店（桐山力所編『飛騨遺乗合府』（江戸末期）、1986年復刻版、かすみ文庫を参照）
 神岡町 1972『神岡町史 資料編上巻』
 川村博忠編 2002『寛永十年巡見使国絵図日本六十余州図』柏書房
 木下聰 2011『中世武家官位の研究』吉川弘文館
 岐阜県 1969『岐阜県史 史料編 古代・中世1』
 同 1972『岐阜県史 史料編 古代・中世2』
 同 1973『岐阜県史 史料編 古代・中世4』
 同 1999『岐阜県史 史料編 古代・中世補遺』
 同 1965『岐阜県史 史料編 近世1』